

やさしい中学公民 7-1 前半(p138~149)チェック問題 氏名

- (1) 憲法や法律にもとづいて争いごとを裁いて解決したり、罪があるかないかを決めたりすることを [①]という。この権力を持っているのが[② 国会 / 内閣 / 裁判所]である。
- (2) 憲法や法律にもとづいて「争いごとを裁いて解決する裁判」が[① 裁判]であり、「罪があるかないかを決める裁判」が[② 裁判]である。
- (3) 民事裁判では、訴えを起こした人を[①]、訴えられた人を[②]という。高度な法律の知識が必要なので、自分の代わりに[③]に裁判をしてもらうのが普通である。
- (4) 刑事裁判では、罪を犯した疑いがある被疑者を、警察官が取り調べをする。そして[①]が続いて取り調べを行い、裁判所に訴えるかどうかを決める。裁判所に訴えることを[② する]ともいう。訴えられた被疑者は[③]と呼ばれる。公正な裁判を保障するために、資格を持った[④]を依頼する権利が認められている。また刑事裁判で抑留や拘禁されたあとに無罪判決を受けた場合、国に補償を求める[⑤ 権]も認められている。
- (5) 裁判を慎重に公正に行うために、3回まで裁判を受けることができる。これを[①]という。裁判所には、日本最高の司法機関である[② 裁判所]と下級裁判所がある。下級裁判所の中でもランクが上なのは[③ 裁判所]である。他の下級裁判所は[④ 、 、]である。
- (6) 第一審の判決に不服があるとき、上級の裁判所に裁判のやり直しを求めることを[①]という。第二審に不服があるとき、さらに上級の裁判所にやり直しを求めることを[②]という。判決が確定した後でも新たな証拠が出てくるなどして裁判のやり直しをする制度を[③ 制度]という。

(1)① 司法(裁判)	(1)② 裁判所	(2)① 民事裁判
(2)② 刑事裁判	(3)① 原告	(3)② 被告
(3)③ 弁護士	(4)① 検察官	(4)② 起訴する
(4)③ 被告人	(4)④ 弁護士	(4)⑤ 刑事補償請求権
(5)① 三審制	(5)② 最高裁判所	(5)③ 高等裁判所
(5)④ 地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所		
(6)① 控訴	(6)② 上告	(6)③ 再審制度

やさしい中学公民 7-1 後半(p149~161)チェック問題 氏名

- (1) 裁判官は、国会や内閣などほかの権力からの圧力に影響されることなく、[① や]に従ってのみ判決を出すよう定められている。これを[②]という。
- (2) 裁判所は、国会がつくった法律が、日本国憲法に適合するかしないかを判断する権限を持っている。これを[① 権]という。特に[② 裁判所]は最終的な決定権を持つので、[③]とも呼ばれる。
- (3) 国会に設置されている、裁判官を辞めさせるかどうか決める裁判を[① 裁判]という。また国民は、最高裁判所の裁判官が適格な人物であるかどうか直接投票で審査するようになっている。これを[②]という。また重大な刑事裁判の第一審に国民が裁判員として参加する制度を[③ 制度]という。
- (4) 国民にとって身近で信頼できる司法となるよう[① 改革]が進められており、弁護士や裁判官の数を増やすため、各地に[②]が設置されている。また法的トラブルを解決するために[③]も設置されている。

(1)① 憲法や法律	(1)② 司法権の独立(裁判官の独立)	(2)① 違憲立法審査権
(2)② 最高裁判所	(2)③ 憲法の番人	(3)① 弾劾裁判
(3)② 国民審査	(3)③ 裁判員制度	(4)① 司法制度改革
(4)② 法科大学院(ロースクール)	(4)③ 法テラス(日本司法支援センター)	